

提案に当たっての留意事項

「民間提案事業サポートデスク」への提案にあたっては、以下の事項につきご了承ください。いただいたものとみなしますので、提案者の責任のもと、十分に確認の上、ご検討ください。

- (1) 提案内容について、自ら企画・実施することが困難な民間事業者等、個人からの提案は原則受け付けません。
- (2) 提案に関する県庁内外の関係者との調整には、時間を要する場合があります。
- (3) 民間提案が事業化に進むにあたって、事業者固有の技術やノウハウ等を活用する場合は、事業者選定時に当該提案を行った民間事業者等へのインセンティブ付与を検討するほか、他の事業者では連携が不可の場合に随意契約等を行う場合があります。
- (4) 提案内容やその調整結果によっては、実現できないことがあります。
また、その事業内容によっては、提案事業の実施者の選定に当たり、競争性・透明性・公平性をもった契約手続が必要となる場合があります。
- (5) 本県は、提案の成立、不成立に関わらず、提案及び調整のために提案者に生じた一切の経費（企画や打合せ等に要した人件費、交通費、調整費、資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償を行いません。
- (6) 提案の実現に際して、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報等の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、適切に取り扱ってください。
なお、提案者において生じた秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについて、本県に故意または重大な過失がある場合を除き、本県は一切の責任を負いません。
- (7) 提案内容は、本県のホームページ（行財政改革推進課）において、公開可能なものについて、原則公表します。また提案実現後は、本県の広報やPR等に、その実現内容や成果物を利用、公表する場合があります。
- (8) 提案（内容及び企画書等の資料等）の実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、本県の関係課等及び調整に必要な機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。
なお、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、行財政改革推進課まで申し出てください。